

# 介護事業場向け説明事項（伊勢労働基準監督署）

## 0 初めに

今回の集団指導につきましてはオンラインでの資料配布となったため、リーフレットを配布させていただき、この資料で簡単に説明させていただきます。

介護事業場に関し、安全衛生に関しての大きな法改正はこの一年間ありませんでした。一方で労務管理については、令和5年4月から月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、すべての事業主について25%から50%に引き上げられるという大きな変更がありました。

そのため、今年の説明資料としては、安全衛生に関しては常に問題となっている転倒災害防止に関する資料を、労務管理については割増賃金の引き上げに関する資料を入れさせていただきました。

そのほか、新型コロナウイルスが令和5年5月8日から5類となっていますが、監督署関係では大きな変更はありません。労災保険については、医師の証明を一部代用できていたものができなくなったことが変更点として挙げられますが、5類となったことで労災に出来ないなどの変更はありません。

## 1 職場での転倒防止について（P1～P14）

（P1～P4）介護事業場における職場での転倒災害は、伊勢労働基準監督署管内においても多数発生しています。P1は昨年（令和4年）の労働災害発生状況、P2はそれを災害の型別に分類したものです。社会福祉施設は災害発生数が多い業種であり、その中でも転倒災害はトップの類型となります。これはP3～P4の今年（令和5年）の災害発生状況においても変わりません。

（P5）転倒災害について、今までの災害事例からわかることは

- 滑りやすいなどの危険な箇所で転倒が発生することもあるが、何も無いところで躓くなどの災害も発生していること

- 被災者の大半が40台以上の女性であること

- 報告の対象となる休業4日以上の災害のうち、転倒災害の場合約7割が骨折に至っていること。

- 休業4日以上の転倒災害の平均休業見込みは44日であること

です。転倒災害というと、軽い災害に思えますが、その実態は非常に重篤であり、一生残る障害が残ることも珍しくありません。

この転倒災害を防止するための対策にはいくつか方法があります。例えば、何も無いところで躓く災害の対策としては、体力チェックや体操などによる体力維持が重要です。

（P6～P7）ほかには転倒防止の靴も重要です。滑りにくさだけでなく、重さやつま先の高さなども重要であり、適切なつま先の高さを確保することで、平ら

な面のわずかな引っ掛かりに躓くことを効果的に防止できます。

(P8～P11) また、当然手すり等の設置も重要です。こういった転倒防止の取り組みには、「エイジフレンドリー補助金」が使用できる場合がありますので是非ご検討ください。なお、申請期間は10月末ですが、例年予算限度で8月ごろには募集停止になっておりますので、お気をつけ願います。

(P12～13) ほか、対策を検討するために「安全衛生サポート事業」利用も検討ください。

そのほか、伊勢労働基準監督署では、転倒・腰痛予防の体操動画を、地域のサッカークラブであるFC.ISE-SHIMA と連携し、作成していますので、ぜひ事業場での転倒・腰痛防止に取り入れていただくようお願いいたします。



動画はこちらから

「FC.ISE-SHIMA 公式 YouTube」

<https://www.youtube.com/>

@fc.ise-shima8525



## 2 割増賃金に関する法改正について (P14～P17)

以前から大企業に対しては、月60時間を超える時間外労働の割増賃金を50%に引き上げる改正労働基準法が適用されてきました。

この法令は中小企業に対しては適用猶予となっていましたが、猶予期限が来たため、令和5年4月1日からはすべての事業場が、月60時間を超える時間外労働について50%の割増賃金（いわゆる残業代）を支払う必要があります。

原則としてはそもそもの時間外労働等を減らしていただくことを求めさせていただいておりますが、もし月60時間を超える時間外労働があった場合は、確実に割増賃金の支払いを行っていただきますよう、よろしくごお願いいたします。

令和4年 労働災害発生状況 (死亡者数及び休業4日以上の死傷者数)

伊勢労働基準監督署  
令和4年次確定値

業種	年別	令和3年		令和4年		対前年比				
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡		死傷		
						人数	%	人数	%	
<b>合計</b>		<b>2</b>	<b>247</b>		<b>243</b>	<b>-2人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>-4人</b>	<b>-1.6%</b>	
製造業	食品	1	13		14	-1人	-100.0%	+1人	+7.7%	
	繊維工業		2		1			-1人	-50.0%	
	衣服その他の繊維									
	木材・木製品		1					-1人	-100.0%	
	家具・装備品				2			+2人		
	パルプ・紙加工品		1					-1人	-100.0%	
	印刷・製本				1			+1人		
	化学工業		4					-4人	-100.0%	
	窯業土石製品		2					-2人	-100.0%	
	鉄鋼業		1					-1人	-100.0%	
	非鉄金属									
	金属製品	1	7		8	-1人	-100.0%	+1人	+14.3%	
	一般機械器具		4		4			±0人	±0.0%	
	電気機械器具		6		3			-3人	-50.0%	
	造船業		5		2			-3人	-60.0%	
建設業	造船業以外の輸送用機械		2					-2人	-100.0%	
	電気・ガス・水道業									
	自動車整備業・機械修理業		1		3			+2人	+200.0%	
	上記以外の製造業		2		1			-1人	-50.0%	
	小計	<b>2</b>	<b>51</b>		<b>39</b>	<b>-2人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>-12人</b>	<b>-23.5%</b>	
	採石業		1		1			±0人	±0.0%	
建設業	上記以外の建設業		1					-1人	-100.0%	
	小計		<b>2</b>		<b>1</b>			<b>-1人</b>	<b>-50.0%</b>	
建設業	土木工事		9		13			+4人	+44.4%	
	木造家屋等建築工事		8		8			±0人	±0.0%	
	木造家屋以外の建築工事		12		4			-8人	-66.7%	
	その他の建設業		4		2			-2人	-50.0%	
	小計		<b>33</b>		<b>27</b>			<b>-6人</b>	<b>-18.2%</b>	
運輸業	旅客運送業				2			+2人		
	道路貨物運送業		8		16			+8人	+100.0%	
	陸上貨物取扱業		1		1			±0人	±0.0%	
	上記以外の運輸業									
	小計		<b>9</b>		<b>19</b>			<b>+10人</b>	<b>+111.1%</b>	
第一次産業	林業		5		5			±0人	±0.0%	
	農業・畜産業		5		4			-1人	-20.0%	
	水産業		6		7			+1人	+16.7%	
	小計		<b>16</b>		<b>16</b>			<b>±0人</b>	<b>±0.0%</b>	
第三次産業等	商業	小売業		32		46			+14人	+43.8%
		うち新聞販売業		7		12			+5人	+71.4%
		上記以外の商業		8		3			-5人	-62.5%
	通信業		6		5			-1人	-16.7%	
	保健衛生業	社会福祉施設		33		35			+2人	+6.1%
		医療保健業・その他		4		7			+3人	+75.0%
	接客娯楽業	旅館業		20		16			-4人	-20.0%
		飲食店		8		6			-2人	-25.0%
		ゴルフ業								
		上記以外の接客娯楽業		4		1			-3人	-75.0%
	清掃業	ビルメンテナンス業		6		2			-4人	-66.7%
		産業廃棄物処理業		1		1			±0人	±0.0%
		上記以外の清掃・と畜業		1					-1人	-100.0%
警備業		1		5			+4人	+400.0%		
上記以外			12		14			+2人	+16.7%	
	小計		<b>136</b>		<b>141</b>			<b>+5人</b>	<b>+3.7%</b>	

資料出所 伊勢労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注: 死亡者数は内数であらわしたものを。

注: 新型コロナウイルス感染症に係る疾病者(令和3年18人、令和4年247人)を除く。

令和4年 労働災害発生状況 (死亡者数及び休業4日以上の死傷者数)

伊勢労働基準監督署  
令和4年次確定値

業種	型別	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	は巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温との低接温触	有害物の接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動無作理の反動作	その他	分類不能
合計		243	34	79	17	12	6	8	21	11			2					2	17		33	1	
製造業	食料品	14		6	1				4	3													
	繊維工業	1		1																			
	衣服その他繊維																						
	木材・木製品	2								1													
	家具・装備										1												
	パルプ・紙加工																						
	印刷製本	1		1																			
	化学工業																						
	窯業土石製品																						
	鉄鋼業																						
	非金属製品	8	2	1		1				1	1								1			1	
	一般機械器具	4			2					1												1	
	電気機器器具	3		1						2													
造船業	2									1								1					
造船業以外の輸送用機械																							
電気・ガス・水道業																							
自動車整備業・機械修理業	3	1							1													1	
上記以外の製造業	1																					1	
小計	39	3	10	3	1			1	9	6								2			4		
採石業	1	1																					
上記以外の鉱業																							
小計	1	1																					
建設業	13	3	2	3		2	2		3														
土木工事	8	4				2		1		1													
木造家屋等建築工事	4	2				1			1														
木造家屋以外の建築工事	2	1					1																
その他の建設業	2	1					1																
小計	27	10	2	3	3	3		1	4	1													
運輸業	2		1						1														
旅客運送業	16	4	2	3	1			2	3													1	
道路貨物運送業	1																					1	
陸上貨物取扱業																							
上記以外の運輸業																							
小計	19	4	3	3	1			2	4	1												2	
第一次産業	5		1		1	1		1		1													
林業・畜産業	4		1	2																			
水産業	7	2						1	2														
小計	16	2	2	2	1	1		2	2	2													
第三次産業等	46	5	22	3	1	1													7			7	
商業	12		6																				
小売業	3		1				1			1													
うち新聞販売業	5	1	2																	1		1	
上記以外の商業	7		5					1	1													12	
通信業	16	4	7	1	1								2									1	
社会福祉施設	6		4	1						1													
医療保健業・その他	1		1																				
旅館業	2		1																			1	
飲食店	1		1																				
ゴルフ業	2		1																				
上記以外の接客娯楽業	1		1																				
ビルメンテナンス業	1								1														
廃棄物処理業	5		2	1																			
上記以外の清掃・と畜業	14	3	1		3			1														2	
警備業																							
上記以外	14	3	1		3			1														1	
小計	141	14	62	6	6	2	2	2	2	2			2						17		25	1	

資料出所 伊勢労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」  
注:新型コロナウイルス感染症に係る疾病者(令和3年18人、令和4年247人)を除く。

令和5年 労働災害発生状況 (死亡者数及び休業4日以上の死傷者数)

伊勢労働基準監督署  
令和5年5月末日現在

業種	年別	令和4年		令和5年		対前年比				
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡		死傷		
						人数	%	人数	%	
<b>合計</b>			<b>76</b>		<b>83</b>			<b>+7人</b>	<b>+9.2%</b>	
製造業	食料品		4		4			±0人	±0.0%	
	繊維工業									
	衣服その他の繊維									
	木材・木製品									
	家具・装備品									
	パルプ・紙加工品									
	印刷・製本		1					-1人	-100.0%	
	化学工業									
	窯業土石製品				1			+1人		
	鉄鋼業									
	非鉄金属									
	金属製品		1		5			+4人	+400.0%	
	一般機械器具									
	電気機械器具		2		4			+2人	+100.0%	
	造船業					1		+1人		
造船業以外の輸送用機械										
電気・ガス・水道業										
自動車整備業・機械修理業		2		1			-1人	-50.0%		
上記以外の製造業		1					-1人	-100.0%		
小計			<b>11</b>		<b>16</b>			<b>+5人</b>	<b>+45.5%</b>	
鉱業	採石業				1			+1人		
	上記以外の鉱業									
小計					<b>1</b>			<b>+1人</b>		
建設業	土木工事		7		5			-2人	-28.6%	
	木造家屋等建築工事		4		2			-2人	-50.0%	
	木造家屋以外の建築工事		1		3			+2人	+200.0%	
	その他の建設業		1		2			+1人	+100.0%	
	小計		<b>13</b>		<b>12</b>			<b>-1人</b>	<b>-7.7%</b>	
運輸業	旅客運送業									
	道路貨物運送業		3		3			±0人	±0.0%	
	陸上貨物取扱業									
	上記以外の運輸業									
小計			<b>3</b>		<b>3</b>			<b>±0人</b>	<b>±0.0%</b>	
第一次産業	林業		2		2			±0人	±0.0%	
	農業・畜産業				1			+1人		
	水産業		5					-5人	-100.0%	
小計			<b>7</b>		<b>3</b>			<b>-4人</b>	<b>-57.1%</b>	
第三次産業等	商業	小売業		13		11			-2人	-15.4%
		うち新聞販売業		4		4			±0人	±0.0%
		上記以外の商業		1		2			+1人	+100.0%
	通信業		2		2			±0人	±0.0%	
	保健衛生業	社会福祉施設		10		10			±0人	±0.0%
		医療保健業・その他		2		1			-1人	-50.0%
	接客娯楽業	旅館業		8		9			+1人	+12.5%
		飲食店				4			+4人	
		ゴルフ業								
		上記以外の接客娯楽業				1			+1人	
	清掃業	ビルメンテナンス業								
		産業廃棄物処理業								
	上記以外の清掃・と畜業									
警備業					2		+2人			
上記以外		6		6			±0人	±0.0%		
小計			<b>42</b>		<b>48</b>			<b>+6人</b>	<b>+14.3%</b>	

資料出所 伊勢労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」  
注：死亡者数は内数であらわしたものの。  
注：新型コロナウイルス感染症に係る疾病者(令和4年43人、令和5年32人)を除く。

令和5年 労働災害発生状況 (死亡者数及び休業4日以上の死傷者数)

伊勢労働基準監督署  
令和5年5月末日現在

業種	型別	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	は巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温との低接温触	有害物の接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動無作の反動動作	その他	分類不能	
合計		83	21	21	4	3	3	2	3	7			2						6		11			
製造業	食料品	4	1		1				1												1			
	繊維工業																							
	衣服その他の繊維																							
	木材・木製品																							
	家具・装備品																							
	パルプ・紙加工品																							
	印刷製本業																							
	化学工業																							
	窯業土石製品	1	1																					
	鉄鋼業																							
	非金属製品	5	1				2				2													
	一般機械器具																							
	電気機械器具	4	1							1												1		
造船業	1									1														
造船業以外の輸送用機械																								
電気・ガス・水道業																								
自動車整備業・機械修理業	1		1																					
上記以外の製造業																								
小計	16	4	1	1	3				2	3											2			
採石業	1									1														
上記以外の鉱業																								
小計	1									1														
建設業	5	3																	1		1			
土木工事	2	1						1																
木造家屋等建築工事	2	1																						
木造家屋以外の建築工事	3	1					1															1		
その他の建設業	2	2																						
小計	12	7					1	1												1		2		
運輸業	3	1																						
旅客運送業																								
道路貨物運送業	3	1																						
陸上貨物取扱業																								
上記以外の運輸業																								
小計	3	1					1			1														
第一次産業	2																					1		
林業・畜産業	1																					1		
水産業																								
小計	3						1															2		
第三次産業等	11	2	3						1	1										3		1		
商業	4		1																					
小売業	2	1	1																					
うち新聞販売業																								
上記以外の商業	2	1	1																					
通信業	2																							
社会福祉施設	10	1	3	2				1														3		
医療保健業・その他	1		1																					
旅客接客業	9	1	6	1																				
飲食店	4	1	2																					
ゴルフ業																								
上記以外の接客娯楽業	1		1																					
ビルメンテナンス業																								
廃棄物処理業																								
上記以外の清掃・と畜業																								
警備業	2		1																				1	
上記以外	6	3	2							1														
小計	48	9	20	3				1	1	2			2							5		5		

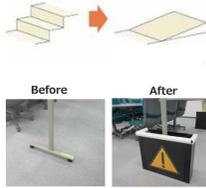
資料出所 伊勢労働基準監督署'死亡災害報告'労働者死傷病報告  
注:新型コロナウイルス感染症に係る疾病者(令和4年43人、令和5年32人)を除く。

# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
  - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
  - ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
  - ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
  - ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
  - ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
  - ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
  - ▶ 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
  - ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

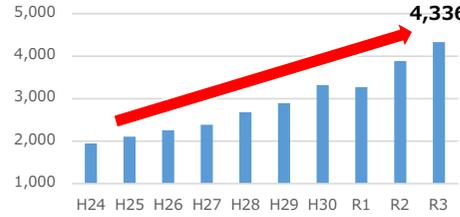
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
  - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
  - ▶ 防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
  - ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
  - ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
  - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
  - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
  - ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



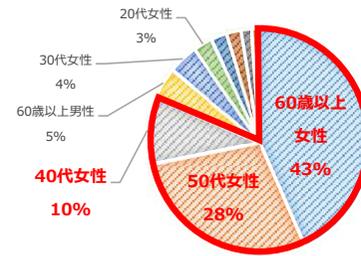
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

## 社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



## 社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



## 社会福祉施設における転倒災害の態様

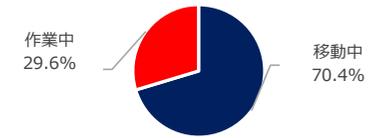
骨折 (約70%)

- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

## 社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

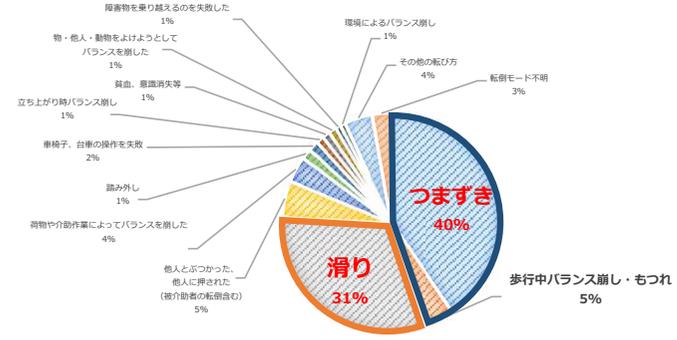
44日

## 介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

## 転倒時の類型



## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」 をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



職場での **転倒** にご注意ください！

# 転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

## サイズ

靴と足はフィットして  
いますか？

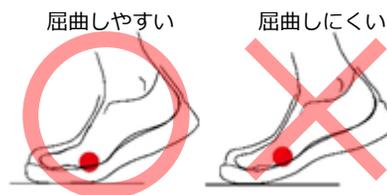
足に合った靴は疲労の  
軽減、事故の防止に  
つながります。



## 屈曲性

親指から小指の  
付け根を適度に  
曲げられますか？

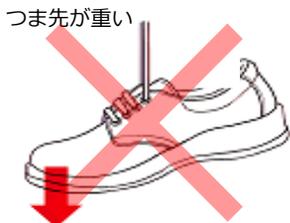
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になり  
やすく、つまずきの原因となります。



## 重量バランス

靴の前後の重さの  
バランスは  
とれていますか？

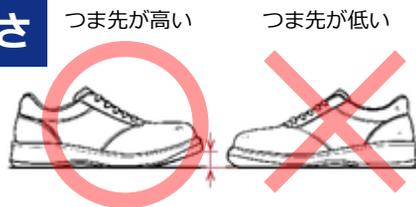
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につ  
ま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



## つま先部の高さ

つま先から床面  
まで一定の高さ  
がありますか？

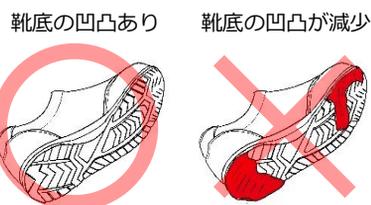
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につま  
ずきやすくなります。



## 靴底の減り具合

靴底がすり減って  
いませんか？

靴底の減りが大きい  
靴は、滑りやすくなります



## その他の性能

### ■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火  
の防止と低電圧で  
の靴底からの感電  
防止性能



### ■ かかと部の衝撃 エネルギー吸収性

かかとのクッション  
性に関係し、かかと部の  
疲労防止性能



### ■ 耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの  
から足裏を防護する  
性能



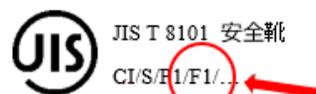
## 耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

### ■ 安全靴の場合

個装箱のJISマーク  
表示の近くに「F1」  
または「F2」の表示  
があるか確認してくださ



### ■ プロスニーカーの場合

靴のべる裏面の表示に、  
耐滑性のピクト表示が  
あるかを確認してください。



## STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い  
「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」  
を推進しています。

STOP！転倒

検索



# 先芯がいらない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

## ■ 作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



## ■ 作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



## ■ 床の材質 塗り床／タイル／カーペット等 床の材質で適合する靴底が変わります



## ■ 滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた  
→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った  
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った  
→氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	<a href="https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/">https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/</a>
株式会社シモン	0120-345-092	<a href="https://www.simon.co.jp/contact/">https://www.simon.co.jp/contact/</a>
日進ゴム株式会社	086-243-2456	<a href="http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html">http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html</a>
株式会社ノサックス	082-425-3241	<a href="http://www.nosacks.co.jp">www.nosacks.co.jp</a>
株式会社丸五	086-428-0232	<a href="https://www.marugo.ne.jp">https://www.marugo.ne.jp</a>
ミズノ株式会社	0120-320-799	<a href="https://sports-service.mizuno.jp/btob_service">https://sports-service.mizuno.jp/btob_service</a>
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	<a href="https://midori-fw.jp/">https://midori-fw.jp/</a>

## 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増えています。
- 「高年齢労働者の労働災害防止コース」では、高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「コラボヘルスコース」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

### 補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 〔高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。〕
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 （月を変えて別々の申請はできません）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

（※1）中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- ※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 高齢労働者の労働災害防止コース

- 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

## ●具体的には次のような対策が対象となります●

### 1 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差解消）（※）
- ◆ 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）
- ◆ 階段への手すりの設置（※）
- ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施

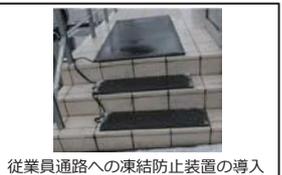
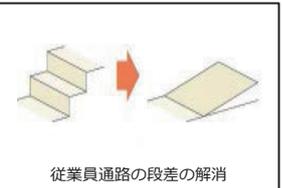
（※）法令違反状態の解消を図るものではないこと

★ 転倒災害対策のポイントは、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



### 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフト（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施

### 3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

### 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等）については、対策にかかわる高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ & Aにまとめています。申請前に必ずご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センターHP：<https://www.jashcon-age.or.jp>

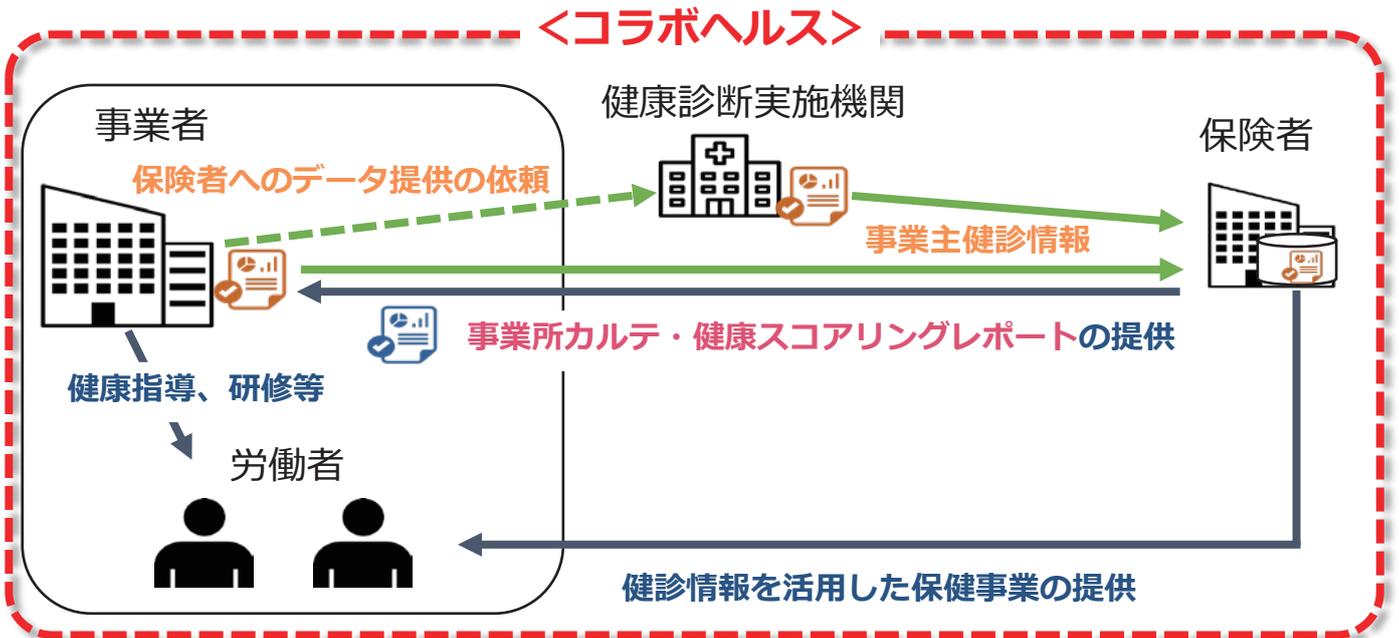
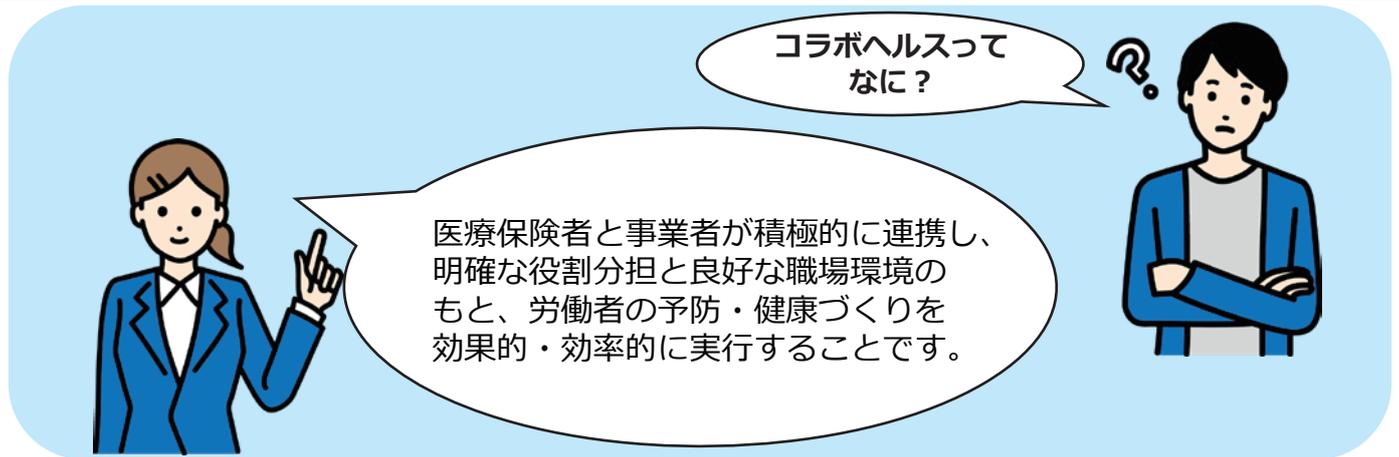


#### 【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注：申請内容確認のため、コンサルタント会が実地調査することがあります。

# コラボヘルスコース



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

## 【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、eラーニングなども含む）  
※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

## 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業態平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的アクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

## 申請方法

①補助金交付申請 (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務センターHPから「申請関係書類」をダウンロードしてください</li> <li>■「注意事項」「提出資料一覧チェック表」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください(※消印、発送日がわかる方法で送付してください)</li> </ul>
②審査～交付決定 通知書発行 (事務センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します</li> <li>■審査結果は、審査した月の月末から翌月初め頃、以下の方法でお知らせします             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付を決定した案件⇒申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します</li> <li>・不採択になった案件⇒申請担当者宛にメールにより通知します</li> </ul> </li> </ul>
③対策の実施・費用 の支払い (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交付決定通知書を受領したのち、対策を実施し、費用を支払ってください(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること)</li> <li>※交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の支払いが認められません</li> </ul>
④実績報告書及び 精算払請求書提出 (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策が終了し、費用の支払いが完了したのち「実績報告書及び精算払請求書」を含む必要書類を全て送付してください</li> <li>※「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください</li> </ul>
⑤補助金の交付 (事務センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者より提出された「実績報告書及び精算払請求書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます</li> </ul>

### 申請に当たっての注意事項

- ◆この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

### この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジフレンドリー補助金事務センター」**まで  
 (エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>)

受付時間：平日10:00～12:00/13:00～16:00(土日祝休み)  
 (8月8日～8月15日(夏季休暇)、12月29日～1月3日(年末年始)を除く)

◎関係書類送付先◎

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
**エイジフレンドリー補助金事務センター**

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。

関係書類は郵送または宅配便でのみ受付します(メールでの申請はできません)。

消印が確認できない料金別納・料金後納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。

◆**支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です**◆

申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

«申請担当»

電話：03-6381-7507  
 FAX：03-6381-7508  
 追加資料送付専用メールアドレス  
[af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp)

«支払担当»

電話：03-6809-4085  
 FAX：03-6809-4086  
 追加資料送付専用メールアドレス  
[af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

費用は  
**無料**です！



中小規模事業場

# 安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています\*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

**費用は無料**です、是非ご利用ください。

\*厚生労働省「職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)」参照

## <個別支援>

### ！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用

**費用は無料**

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

#### 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

#### 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。  
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

## < 集団支援 >

**!** 事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。  
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

オンラインでも  
対応します

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

**費用** 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

**対象**

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



### 1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

### 2 このようなテーマの研修や講習を実施します

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策   | 7. はさまれ・巻き込まれ対策    |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方      | 8. 安全・安心のための5S活動   |
| 3. 職場巡視のチェックポイント     | 9. 職場の腰痛予防対策       |
| 4. これから進める化学物質対策（*1） | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務   | 11. 職長の役割とは何か（*2）  |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方     |                    |

\*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

\*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

### 【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（〒108-0014 東京都港区芝5-35-2）  
TEL：03-3452-6366 / FAX：03-5445-1774 / Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート事業

検索

2023年4月1日から

# 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

## ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

## 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

### 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

## 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

## 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



### （就業規則の記載例）

#### （割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- （1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
  - ① 時間外労働60時間以下・・・25%
  - ② 時間外労働60時間超・・・50%（以下、略）

## 具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 算出例

> 1か月の起算日は毎月1日

> 法定休日は日曜日

> カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

> 時間外労働の割増賃金率

60時間以下…25%

60時間超…50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			



法定休日労働



月60時間を超える時間外労働

### 割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

カレンダー白色部分 = 25%

◆ 時間外労働（60時間超）

カレンダー緑色部分 = 50%

◆ 法定休日労働

カレンダー赤色部分 = 35%

## 働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

### [活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入  
各自の労働時間を把握し、  
業務を平準化

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

● 就業規則に月60時間超の  
割増賃金率の規定を改正

勤怠管理システム導入費用  
と就業規則の改正費用に、  
働き方改革推進支援助成金  
を活用

助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の  
一定の要件を満たした場合  
最大490万円

## 助成金のご案内

<p><b>働き方改革推進支援助成金</b></p>	<p>生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成</p>	
<p><b>業務改善助成金</b></p>	<p>生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成</p>	

## 相談窓口のご案内

<p><b>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</b></p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。</p>	
<p><b>都道府県労働局</b> ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p>	
<p><b>働き方改革推進支援センター</b></p>	<p>働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p>	
<p><b>産業保健総合支援センター</b></p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p>	
<p><b>よろず支援拠点</b></p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。</p>	
<p><b>ハローワーク</b></p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p>	
<p><b>医療勤務環境改善支援センター</b></p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索</p>	